

金融検査指摘事例集別冊 4
〔反社会的勢力に係る管理態勢〕

平成22年7月
金融庁検査局

<別冊4目次>

《預金等受入金融機関》 1

《保険会社》 14

《金融持株会社》 16

《預金等受入金融機関》

法令等遵守態勢

◆ 評定事例

- (1) コンプライアンス統括部門が、営業店に対して十分な指導・研修を行っていないため、新規預金口座の開設の際に、現住所の確認を行っていないほか、疑わしい取引の届出を行った顧客について、反社会的勢力一覧表への掲載の必要性を検討していない事例【Cに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 経営・顧客等への影響は現状は限定的であるが、前回検査以降、問題事例は増加する傾向がみられ、リスクは増大傾向。

【検査結果】

常勤理事会は、コンプライアンス・ハンドブックにおいて、反社会的勢力への対応等に係る基本方針や行動規範を定めている。

また、前回検査指摘事項に対する改善策として、本人確認や反社会的勢力に関する情報の一元的管理に係る内部規程などを定め、担当部署をコンプライアンス統括部門としている。

しかしながら、今回検査においても、営業店における法令や内部規程の理解不足により、本人確認の取組、反社会的勢力及び預金口座の不正利用防止への対応について、以下のような問題点が認められる。

- ・ 本人確認について、コンプライアンス統括部門は、前回検査指摘を受け、事務規則において本人確認方法を定め、一定の取引においては本人特定事項の確認を義務付けている。

しかしながら、同部門は、営業店に対して、本人確認に係る具体的な指導・研修を十分に行っていない。

このため、営業店において、新規預金口座の開設に際し、申込書と本人確認書類に記載されている顧客の住所が相違しているにもかかわらず、公共料金の領収証書等により現住所についての確認を行っていない事例が認められる。

- ・ 反社会的勢力に関する情報収集について、コンプライアンス統括部門は、同勢力に係る管理規則に基づき、各営業店が入手した情報により同勢力一覧表を作成し、管理している。また、捜査当局から照会のあった口座名義人については、同勢力一覧表への掲載の必要性を検討している。

しかしながら、「疑わしい取引の届出」を行った顧客について、同部門は、同勢力一覧表への掲載の必要性を検討していない事例が認められる。

- ・ 預金口座の不正利用防止への対応について、コンプライアンス統括部門は、検索システムを導入し、一定の抽出条件に該当した口座については、同部門において毎日検証を行うこととしている。

しかしながら、同システムにより繰り返し抽出されている預金口座について、同部門は、顔見知りの顧客であるとして取引内容を調査しておらず、口座凍結等の必要性について検討していない。

このため、同口座が不正利用され、当該口座への入金額のほぼ全額が出金される事例が発生しているなど、預金口座の不正利用防止に向けた対応は不十分なものとなっている。

(2) コンプライアンス統括部門が、口座の不正利用防止のために、口座開設にあたり不正履歴のチェックを行う規程を整備していないとともに、反社会的勢力に係る情報収集が不足している問題点が認められる事例【平均的なB評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 疑わしい取引の届出件数は増加傾向。

【検査結果】

法令等遵守態勢について、取締役会は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置付け、前回検査以降、コンプライアンス統括部門の人員を増員しているほか、同部門は、コンプライアンス・プログラムを毎年度策定し、同プログラムに基づく活動実績を半期毎に取締役会に報告している。

しかしながら、口座の不正利用防止への対応に関し、コンプライアンス統括部門は、口座開設にあたり不正履歴の検証を行う規程を整備していないことから、担当部署が、過去に不正利用を理由として解約処理を行った口座名義人による再度の口座開設の申込に応じて口座を開設し、当該口座が振込め詐欺に利用された事例が認められる。

また、反社会的勢力への対応に関し、コンプライアンス統括部門は、同勢力をコンプライアンス・マニュアルにおいて、「預金口座を利用してマネー・ローンダリングや詐欺行為などの不正取引を行う者」及び「不当な要求をする団体勢力」と定義しているにもかかわらず、収集情報が警察庁公表の指定暴力団の住所にとどまっているという問題点が認められる。

(3) コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス強化月間を設定するなど態勢強化に取り組んでいるものの、本人確認方法や反社会的勢力の情報収集について問題点が認められる事例【Cに近いB評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ コンプライアンス強化月間を設定し、コンプライアンス統括部門による営業店への臨店指導など、態勢強化に取り組んでいる。しかしながら、本人確認方法の不備について、実態把握を行っておらず、経営への影響は限定的であるが、リスクは増大傾向。

【検査結果】

取締役会は、全取締役及び監査役等を構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括部門に法令等遵守に係る関連事項を一元的に収集・分析させ、同委員会へ報告させるとともに、当該報告を踏まえ、同委員会において対応策の検討を行うなどの態勢を整備している。

また、コンプライアンス強化月間を設定し、同部門による営業店への臨店指

導など態勢強化に取り組んでいる。

しかしながら、同部門は、営業店臨店により発覚した本人確認方法の不備について、当該営業店に対する指導にとどめ、全行的な実態把握を行っておらず、十分な改善策を講じていないことから、以下のような問題点が認められる。

- ・ 口座開設時の本人確認について、複数の営業店において、顧客から住民票の写し等の提示を受けた後、当該顧客に対しキャッシュカード等の取引関連書類を転送可能な郵便により送付している事例が多数認められる。
- ・ 反社会的勢力の情報収集については、営業店において暴力団員や暴力団関係団体と認識し、要注意先として支店長引継書に記載・管理しているにもかかわらず、コンプライアンス統括部門に報告していない事例が認められる。

(4) コンプライアンス委員会が、不祥事件の再発防止策を徹底していないことから、営業店において現金の再鑑が行われず、新たな現金着服事件が発生している事例や、反社会的勢力の情報を営業店に周知していない事例
【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 出納現金の着服事件を含む不祥事件が繰り返し発生しているなど、経営・顧客等に及ぼす影響度は大きい。

【検査結果】

頭取を委員長とするコンプライアンス委員会は、出納現金の着服事件を含む不祥事件が繰り返し発生しているにもかかわらず、不祥事件の対外公表の要否や人事処分の検討のみを行っており、再発防止策を徹底していない。

また、前回検査指摘事項である反社会的勢力に対する取組についても、同委員会やコンプライアンス統括部門は、依然として、規程の整備を図っていない。

このため、以下のような問題点が認められる。

- ・ 不祥事件再発防止に係る取組について、出納担当者による日次の現金勘定締後、再発防止策である、役席者等の第三者による再鑑を実施しておらず、現金着服を見逃している事例が認められる。
- ・ 反社会的勢力への対応について、コンプライアンス統括部門は、前回検査の指摘を受け、同勢力の情報を営業店に周知することとしているが、規程においては、指定暴力団等のリストを営業店に周知すると定めるのみで、暴力団の資金源と考えられる犯罪に加担した者のリストを営業店に周知していない。

(5) 理事会等が、前回検査指摘を受けているにもかかわらず、依然として、反社会的勢力との取引排除に向けた取組や、不祥事件の再発防止策の検討を十分に行っていないことから、引き続き問題事例が発生している事例
【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 不祥事件や反社会的勢力との取引が繰り返して発生しているなど、経営・顧客等に及ぼす影響度は大きい。

【検査結果】

理事会及びコンプライアンス委員会は、前回検査で、経営陣の反社会的勢力への排除に向けた対応は極めて不十分であるとの指摘を受けているにもかかわらず、同勢力に対する取引状況のモニタリング体制等を整備していない。

また、不祥事件の再発防止に向けて策定した業務改善計画について、理事会は、直近で実施した研修等の実績報告を四半期ごとに受けるにとどまり、各種施策に対する未達事項や効果等に対する検証・検討が不十分である。さらに、新たに発覚した不祥事件についても、同委員会における管理態勢の検証・検討が不十分となっている。

このため、以下のような問題点が認められる。

- ・ 反社会的勢力について、審査部門は、前回検査以降、更に業況が悪化し、証書貸付が延滞状態であるにもかかわらず、期限の利益を喪失させることを検討せず、手形貸付の期限延長にも応じている。加えて、同勢力の関連先についても、資金繰りが悪化し、長期延滞状態であるにもかかわらず、期限の利益を喪失させることを検討せず、理事長決裁により返済額を大幅に減額する条件変更に応じている。
- ・ 理事会等は、不祥事件の再発防止策を検討するにあたり、上記の不正行為が、事故者の異動に伴い、複数の店舗や異なる職位において実行されたものであるにもかかわらず、発覚時の職位である融資推進担当者の在籍期間だけを対象にして対応策等を検討するにとどまり、以前の渉外担当に在籍していた間の不正行為に対する管理態勢上の問題点等を分析・検証していない。

(6) 経営会議が実施した反社会的勢力への対応に係る前回検査指摘事項への改善策が機能していないことから、取引遮断が図られていない事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 派遣職員等による顧客預金着服事件などを踏まえ、再発防止策を策定しているものの、依然として不祥事故などに伴う社内懲戒処分が毎期発生し、減少しておらず、経営・顧客等へ及ぼす影響は大きい。

【検査結果】

経営会議は、前回検査の指摘を踏まえ反社会的勢力への対応に係る改善策を策定しているものの、同勢力との取引遮断に係る具体的な対応や情報収集の方法を検討していないほか、不祥事件の原因及び再発防止策の有効性に関する検証を行っていないことなどから、以下のような問題点が認められる。

- ・ 経営会議は、前回検査の指摘事項に対する改善策として、反社会的勢力認定先のうち特別に管理を要する先を選定し、詳細な取引状況をコンプライアンス統括部門と営業店が共有し取引遮断を図る制度を新設している。

しかしながら、同部門は、営業店に対し、同制度の実施に係る指導・周知を徹底していないことから、当該管理先による多額の窓口入金と同部門に報

告されておらず、取引遮断への取組は不十分となっている。

- ・ 不祥事件の再発防止等について、コンプライアンス統括部門は、個別案件毎の原因分析にとどまり、事故防止のために実施した施策の有効性などについて、関係部署と連携した組織横断的な検証を行っていない。このため、過去の事件と同様の派遣職員等に対する管理不足を発生原因とした顧客納税資金の着服事件が発覚している。

(7) 在日支店等は、法令等遵守に係る営業部門の実態把握が不十分であることから、アームズ・レングス・ルールの遵守に係る検証を行わずに、グループ会社に対し無償で役務提供を行うとともに、マネー・ローンダリング防止のための取組や反社会的勢力への取組に問題点が認められる事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 顧客は事業法人や貸金業者等の法人のみ。
- ・ 在日支店等は、各営業部門の法令等遵守に係る業務運営の実態把握に問題が認められるなど、経営への影響度は大きい。

【検査結果】

在日支店等は、前回検査におけるリーガル・チェックや業務実態のモニタリングが不十分との指摘を踏まえ、専任のコンプライアンス・オフィサーの設置や、法令等遵守に係る諸規程の策定など態勢整備を図ったとしている。

しかしながら、在日支店等は、各営業部門の法令等遵守に係る業務運営の実態把握や、それを踏まえた改善策の協議を行うための機関を設置していないほか、コンプライアンス・オフィサーの役割を明確化していない。

このため、以下のような問題点が認められる。

- ・ 証券化案件の所管部署は、当支店が当事者となっていない証券化案件について、アームズ・レングス・ルール遵守の観点からの検討を行わないまま、グループ会社に対し無償で契約書の作成や送金処理等の役務提供を行っている。
- ・ コンプライアンス・オフィサーは、マネー・ローンダリング防止に向けた取組について、疑わしい取引の判断基準を定めていない。このため、当支店が手形債権流動化スキームにおいて譲り受けた約束手形について、捜査当局から偽造であるため入手経緯等の照会があったにもかかわらず、営業部門において、疑わしい取引の届出の要否に係る検討が行われていない。
- ・ コンプライアンス・オフィサーは、反社会的勢力への対応に向けた取組について、同勢力との取引防止のための顧客の事前調査等に係る規程を策定していないことから、融資案件の審査過程において、融資先の同勢力との関係に係る事前調査が行われていない。

(8) 取締役会等は、反社会的勢力への対応に係る内部規程等の整備状況の確認・点検を怠っている。また、内部監査結果において、同勢力データベースによるスクリーニングプロセスに欠陥があるとの報告を受けているにもかかわらず、具体的な指示を行っていないことから、同勢力に係る口座開設等が多数認められる事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 主要行等及び外国銀行支店
- ・ 経営計画における反社会的勢力への対応に係る実施状況の確認・点検を怠っていること等から、同勢力に対し、多数の口座開設が認められるなど、経営への影響度は大きい。

【検査結果】

経営管理態勢について、取締役会は、経営計画において、反社会的勢力への対応を最重要項目とし、経営陣自らの指揮により、潜在的な反社会的勢力を特定し、同勢力との取引を遮断するための業務プロセスを確立することとしている。

しかしながら、取締役会及び経営会議は、経営計画における反社会的勢力への対応に係る実施状況の確認・点検を怠っていることから、以下のような問題点が認められる。

- ・ 反社会的勢力への対応について、取締役会及び経営会議は、経営計画において、同勢力への対応に係る規程及び手順書等を整備することとしているにもかかわらず、当該規程の整備状況の確認・点検を怠っていることから、コンプライアンス統括部門が、当該規程を策定していないことを看過している。

また、取締役会及び経営会議の一部の構成員は、内部監査結果において、反社会的勢力データベースの登録件数が僅少であり、経営計画において同勢力との取引遮断のために整備することとしている当該データベースによるスクリーニングプロセスに欠陥があるとの報告を受けているにもかかわらず、コンプライアンス統括部門に対しスクリーニングプロセスの是正措置に係る具体的な指示を行っていないことから、同勢力に係る口座開設等が多数認められる。

- ・ 内部監査について、内部監査部門は、反社会的勢力への対応のための具体的な監視・対応方法等に係る規程の必要性に対する認識が不足していることから、同勢力への対応等に係る監査において、経営計画で整備している同勢力への対応に係る規程及び手順書を、コンプライアンス統括部門が策定していないことについて、指摘を行っていない。

(9) コンプライアンス委員会は、疑わしい取引への対応に係る改善策や不祥事件の再発防止策の営業店等における実施状況の把握が不十分であることから、多数の疑わしい取引の届出漏れが認められるほか、不祥事件が再発している事例及び反社会的勢力への対応についての営業店指導が徹底していない事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ 疑わしい取引の対応に関して、海外送金の届出要否を検証する改善策の実施状況を把握していない。また、不祥事件の再発防止策が有効に機能していないなど、経営への影響度は大きい。

【検査結果】

法令等遵守態勢について、常務取締役を委員長とするコンプライアンス委員会は、疑わしい取引への対応に関して、疑わしい取引の届出の適切性を確保するために、海外送金の届出要否を検証するとの改善策を実施している。しかしながら、その実施状況を把握していないことから、依然として当該改善策が実施されていないなど、以下のような問題点が認められる。

- ・ 疑わしい取引への対応については、海外送金における疑わしい取引の届出漏れが発覚したことから、コンプライアンス委員会が、改善策として、海外送金担当部門の届出要否の判断をコンプライアンス統括部門に検証させることとしている。しかしながら、依然としてコンプライアンス統括部門が疑わしい取引の届出の要否の検証を行っていないことから、当局に対する疑わしい取引の届出漏れが多数認められる。
- ・ 不祥事件の再発防止策について、コンプライアンス統括部門は、ATM現金横領事件を踏まえ、ATMへの現金装填にあたっては、立会者を置いて実施する等の再発防止策を策定している。しかしながら、営業店における同防止策の実施状況をモニタリングしておらず、多数の営業店において立会者不在のまま現金装填を実施していることから、依然として同様の事件が発生している。
- ・ 反社会的勢力への対応について、コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス規程において、営業店において取引開始前に同勢力に関するデータベースへの照会を行うと定めている。しかしながら、同データベースの使用に関する営業店指導を徹底していないことから、営業店において、事前照会を行わないまま、同勢力への融資を実行している事例が認められる。

(10) 前回検査指摘事項の改善策が不十分となっていることから、疑わしい取引に係る異常取引を看過しているほか、疑わしい取引の届出や反社会的勢力カリストへの登録漏れが多数認められる事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 信用金庫及び信用組合
- ・ 前回検査指摘事項である疑わしい取引の届出及び反社会的勢力への対応に関する改善策について、周知徹底が不足しているとともに、実効性についても、検証していないことから、経営への影響度は大きい。

【検査結果】

法令等遵守態勢について、理事会は、前回検査の指摘を受け、疑わしい取引の届出及び反社会的勢力への対応に関する改善策を策定しているが、当該改善策の実効性を検証していないことなどから、以下のような問題点が認められる。

- ・ 疑わしい取引への対応について、異常取引による口座の抽出が徹底されて

いないとの指摘を受け、異常取引を自動検知するシステムを導入している。しかしながら、コンプライアンス統括部門は、同システムの異常取引に係る検知結果を検証していないことから、同システムにより異常取引と検知した抽出口座が多数存在することを把握しておらず、無登録貸金業者の被害者から、当金庫に対し、当該業者口座への振込金の返還に係る申出があるまで、連日にわたる異常取引を看過している。

また、同部門は、営業店に対し、内部規程に定める疑わしい取引の届出に係る対応を徹底していない。このため、営業店において、振り込め詐欺受入口座の凍結を行っているにもかかわらず、同規程に基づく報告を行っていないことから、同取引の届出を行っていない事例が認められる。

- ・ 反社会的勢力への対応について、コンプライアンス統括部門は、前回検査において、同勢力に対する情報が本部において一元的管理されていないとの指摘を受け、内部規程を整備している。しかしながら、同部門は、営業店等に対し、当該規程等を周知徹底していないうえ、営業店等における同勢力に係る情報の有無を検証していないことから、同部門は、営業店等において保有する同勢力の情報を把握しておらず、同勢力リストへの登録漏れが多数認められる。
- ・ 会員加入手続について、コンプライアンス統括部門は、作業手順を定めておらず、本部及び営業店において、融資の際、会員加入の承諾の有無を確認する態勢を整備していないことから、営業店において、信用金庫法に反し、会員加入前に多額の融資を実行している事例が多数認められる。

(11) 不祥事件が連続して発生している中、取締役会等が再発防止策の実施内容の審議を行っていないことから、同様の不祥事件が発生しているほか、反社会的勢力に対する取引状況の調査を行っていなかったことから、疑わしい取引に利用されている事例【C評価】

(規模・特性等)

- ・ 地域銀行
- ・ コンプライアンス委員会は、不祥事件が連続して発生しているにもかかわらず、再発防止策の実施内容に関して審議を行っていないなど、再発防止に向けた取組が不十分であり、経営・顧客等への影響度は大きい。

【検査結果】

法令等遵守態勢について、取締役会及び頭取を委員長とするコンプライアンス委員会は、職員が取引先から金銭借入等を行った不祥事件が連続して発生しているにもかかわらず、コンプライアンス統括部門が作成した再発防止策について報告を受けるにとどまり、同防止策の実施内容に関して審議を行っていないことから、以下のような問題点が認められる。

- ・ 不祥事件の再発防止策について、コンプライアンス統括部門は、職員が取引先から金銭借入等を行った不祥事件が発生しているにもかかわらず、未然防止の観点から取引先への営業記録をチェックするといった職員の行動管理を行っていないうえ、研修において、取引先との金銭貸借等の禁止に係る指導を行っていない。

また、人事担当部門は、不祥事件の発生を踏まえ、職員面談において職員

の金銭貸借状況を含む身上把握を行うこととしているものの、営業店指導を徹底していないことから、身上把握した内容を記録していない営業店が多数認められるにもかかわらず、同部門はこれを看過している。

このため、営業店において、職員が取引先から金銭借入を行った不祥事件が発生している。

さらに、内部監査部門は、事件発覚前、当該事故者が「職員間の金銭私借」により懲戒処分を受けた際に、当該事故者の預金取引に関する調査を行っているが、金銭貸借の状況を調査しておらず、取引先から金銭借入があったことを看過している。

- ・ 反社会的勢力への対応について、コンプライアンス統括部門は、反社会的勢力の管理簿に氏名と住所以外の情報を掲載していないうえ、掲載情報の見直しを行っていないことから、営業店において、管理簿との照合では同勢力に該当するかの判別ができず、同勢力と取引を行った事例が認められるにもかかわらず、同部門は、管理簿に掲載する情報を拡充するなどの改善策を検討していない。

また、同部門は、同勢力として預金口座凍結を行った口座開設者に対し、コンプライアンス・マニュアルに定める取引状況の調査を行っていないことから、他の営業店において同者の預金口座が疑わしい取引に利用された事例が認められる。

◇ 指摘事例

I. 経営陣による法令等遵守態勢の整備・確立状況

○ 方針の策定

○ 【取締役の役割・責任】

- ・ 理事会は、経営方針において反社会的勢力に対する適切な対応を掲げている。しかしながら、理事会は、暴力団構成員を通じて申込があった融資案件について、その顧客が暴力団関係者であることを認識しながら、融資実行の是非等について議論を行うことなく承認している。[信用金庫及び信用組合]

II. 管理者による法令等遵守態勢の整備・確立状況

1. 管理者の役割・責任

(1) 態勢の整備

○ 【コンプライアンス関連情報の収集、管理、分析及び検討】

- ・ コンプライアンス統括部門は、反社会的勢力先の情報を数年前に集約し、情報管理の一元化を図っているとしているものの、内部及び外部からの情報収集により更新を行っておらず、同勢力との取引の未然防止に向けた情報収集が不十分となっている。[信用金庫及び信用組合]

(2) 評価・改善活動

○ コンプライアンス統括部門の役割・責任

○【連絡・情報収集の実施】

- ・ コンプライアンス統括部門は、反社会的勢力に係る情報を一元的管理しているが、関係部署間において情報を共有する態勢を整備していないことから、営業店に対し情報を還元していない。このため、営業店において、同勢力に対し新規融資を実行している。[地域銀行]

Ⅲ. 個別の問題点

1. 疑わしい取引

○【疑わしい取引のチェック方法に関する留意点】

- ・ 捜査関係事項照会先に不自然な入出金があることや反社会的勢力認定先に大口入出金があることを把握しながら、当局への疑わしい取引の届出を怠っている。[主要行等及び外国銀行支店]
- ・ コンプライアンス統括部門は、非対面取引における一定額以上の取引等をシステム抽出しモニタリングを行っているが、反社会的勢力が保有する預金口座についても一般の預金口座と同様の方法で行っており、属性に着目したモニタリングを行っていない。
このため、反社会的勢力データベースの登録者間での資金移動等、疑わしい取引の届出を要する取引が認められるにもかかわらず、事務部門はこれらの取引を把握していない。[地域銀行]

2. 反社会的勢力への対応

①【反社会的勢力に対応する方針、コンプライアンス・マニュアル等の整備・周知】

- ・ 所管部署である総務部において、新聞報道により収集した反社会的勢力の情報に係る取引状況の把握や管理が行われていないほか、捜査関係事項の照会先が同勢力であるか否かの情報収集を行っていないなど情報の一元的管理が不十分なことから、同勢力に対して新規融資や追加融資を行っている。[地域銀行]
- ・ 反社会的勢力として認定した先の情報を登録していないものが認められるほか、営業店から所管部署に対する反社会的勢力か否かの照会を当座預金取引及び融資取引の新規申込時に限定しているなど、同勢力との取引の未然防止に向けた取組が不十分となっている。[地域銀行]
- ・ 反社会的勢力への対応について、所管部署や具体的なマニュアルを定めていないことから、同勢力に関する情報収集が行われていないなど、同勢力との取引の未然防止態勢が構築されていない。[信用金庫及び信用組合]

②【反社会的勢力に対応する態勢の整備】

- ・ 反社会的勢力への対応に係る所管部署は、営業店に還元する情報を、暴力

団構成員であると新聞報道等により公表された先にとどめているほか、検証対象を当座開設等に限っていることから、営業店において、同勢力との間で貸金庫契約が締結されている。[地域銀行]

- ・ コンプライアンス委員会は、反社会的勢力のデータベースへ照会を行う取引範囲の適時適切な見直しを実施していないため、同勢力との取引の実態を把握しないまま投資信託の取引を行っている事例が認められる。
また、同委員会は、営業店において、照会漏れ等が繰り返し発生している状況について、コンプライアンス統括部門より報告を受けているが、再発防止策に係る検討を十分に行っていない。[地域銀行]
- ・ コンプライアンス委員会は、営業店における反社会的勢力とのカードローン取引に関する取引状況を把握していないことから、回収方針を策定していない。
このため、営業店において、契約の更新時に取引解消の検討を行うことなく、極度枠を継続している事例が認められる。[地域銀行]
- ・ コンプライアンス統括部門は、前回検査において、「反社会的勢力との取引の未然防止に対する取組が不十分」との指摘を受けているにもかかわらず、未だに同勢力に係る情報の一元管理や共有化を図っていないことから、当金融機関の顧客情報と同勢力の情報とのスクリーニングを行っていない。
このため、今回検査において、新たに暴力団等との預金取引が判明しているなど、同勢力との関係遮断のための態勢整備は不十分なものとなっている。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 理事会は、反社会的勢力への対応方針や具体的な取扱規程を策定したほか、統括部署をコンプライアンス統括部門とするなど、内部管理態勢の整備を図っている。
しかしながら、同部門は、営業店に対し取扱規程等を十分に周知徹底していない。このため、営業店は、同勢力に関して把握している情報を適切に同部門に報告しておらず、同勢力該当者が未登録となっている事例や、融資案件の審査時において、申込者の属性調査が不十分であったことから、反社会的勢力に新規貸出を実行している事例が認められる。[信用金庫及び信用組合]
- ・ 反社会的勢力への対応について、統括部署において、同勢力に係る情報を一元的に把握・管理していないなど、排除へ向けた態勢が整備されていない。
このため、営業店が捜査当局から関連情報を入手し、統括部署に対し、同勢力に該当する者であると報告しているにもかかわらず、別の営業店において、同勢力と認識しないまま取引を継続している。[地域銀行]
- ・ 反社会的勢力への対応について、常務会は、同勢力先との取引実態を一元的管理する態勢を構築しないまま、同勢力への対応をコンプライアンス統括

部門任せとしているほか、同部門は、同勢力との取引状況を把握しておらず、同勢力との取引排除に向けた取組を徹底していない。

このため、与信管理部門や営業店は、既存取引先である指定暴力団の幹部及び経営法人に対して継続的に融資を実行し、与信残高を増加させている。

[信用金庫及び信用組合]

- ・ 反社会的勢力への対応について、コンプライアンス統括部門は、同勢力と認識している取引先の情報を営業店に還元していないことから、営業店が、同勢力への対応に係る基本方針に反して、同勢力との取引解消に向けた対応を行っていない事例が多数認められる。

また、同部門は、内部規程において、同勢力に該当する者と同居する家族も同勢力と定義しているにもかかわらず、同勢力と同一住所の顧客がいないかを検証していないことから、今回検査において、同勢力と同一住所の顧客に対して与信取引を行っていた事例が認められる。[地域銀行]

- ・ 反社会的勢力への対応について、コンプライアンス統括部門は、規程に定められた同勢力に係る情報管理システムの登録漏れ防止のための点検実施を営業店等に指示していないことから、営業店等が同点検を行っておらず、今回検査において、当該情報に係る登録漏れが多数発覚しており、同勢力に係るデータベースの整備が十分なものとなっていない。[地域銀行]

③【反社会的勢力に対応する担当部署の役割】

- ・ コンプライアンス統括部門は、反社会的勢力との取引の遮断を厳格に実施することを規定している。

しかしながら、同統括部門は、指定暴力団の幹部からの新規預金口座の開設申込みに際し、営業店から同勢力該当者である旨の報告を受けたにもかかわらず、申込みを受け入れている事例が認められる。[信用金庫及び信用組合]

- ・ コンプライアンス委員会は、反社会的勢力として登録している者が役員を務める法人との与信取引を把握していながら、担当部署に対して何ら対応を指示していない。

このため、営業店において、当該法人を反社会的勢力として登録していない事例や、登録の是非について検証を要する先であるにもかかわらず、検証を行っていない事例が認められる。[信用金庫及び信用組合]

3. リーガル・チェック等態勢

○【リーガル・チェック等に関する留意点】

- ・ 反社会的勢力との取引の未然防止に向けた取組について、コンプライアンス統括部門は、前回検査で指摘を受け、同勢力との取引遮断を徹底するため、同勢力のリストを作成し営業店に還元するとしているが、同リストの登録先を捜査関係事項照会に基づき疑わしい取引の届出を行った先限定していることから、当該登録先以外の本部各部や営業店が保有する同勢力の情報を登

録していない。[信用金庫及び信用組合]

《保険会社》

Ⅱ. 法令等遵守態勢

1. 法令等遵守態勢

(1) 法令等遵守態勢の整備・確立状況

- ・ 反社会的勢力に対する取組について、取締役会は、反社会的勢力に対する基本方針を定めていないほか、所管部門や、同勢力の関与が疑われる事案が発生した場合の具体的な報告ルール等を定めていない。
- ・ 反社会的勢力への取組について、コンプライアンス統括部門は、同勢力に係る情報収集態勢や保険契約前における審査態勢を整備していないうえ、代理店が同勢力と接触した場合における対応方法を定めたマニュアル等の整備や同勢力への対応に係る研修を行っていない。
- ・ 反社会的勢力に対する取組について、反社会的勢力からの不正請求が判明したにもかかわらず、内部規程に基づくリスク管理委員会への報告が行われておらず、所管部署のみで対応するにとどまっているほか、警察等関係機関との連携を行っていないなど、取組が不十分となっている。
- ・ 取締役会は、反社会的勢力に対する取組について、一元的に管理する部署や管理のための具体的な規程を定めていない。このため、営業拠点が入手した反社会的勢力に係る情報が保険引受部門に提供されていない。

(2) 反社会的勢力に対応する態勢の整備

- ・ 反社会的勢力への対応について、取締役会は、コンプライアンス・マニュアルにおいて、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むとの基本原則を定めている。しかしながら、同勢力への対応に係る担当部門や、同勢力として把握すべき範囲を定めていないほか、同勢力に係る情報の収集・管理や同勢力と関係した場合の本社への報告及び部店への指示の態勢を構築していない。
- ・ 反社会的勢力に係る情報について、コンプライアンス統括部門は、収集や管理の方法を具体的に定めていないことから、同部門は、契約担当部門の保険契約引受審査時や顧客サポート等管理部門の顧客対応時に同勢力と判明した者に係る情報を把握しておらず、情報の一元的管理を行っていない。また、コンプライアンス統括部門は、支社等より報告のあった同勢力に係る情報を関連部門へ提供していない。
- ・ 反社会的勢力に係るデータベースの管理について、コンプライアンス統括部門は、顧客サポート等管理部門から連絡を受けた苦情処理時の情報や、当社に対する不正請求を行った相手方の情報を同データベースに登録しておらず、当社に存在する同勢力に係る情報を十分に蓄積していない。また、コン

プライアンス統括部門は、部署毎に使用目的が相違することなどを理由に、データベースの一元化に向けた組織横断的な検討を行っていないことから、同部門及び事務統括部門は別々にデータベースを管理しており、同勢力に係る情報の一元的管理を行っていない。

- 反社会的勢力への対応について、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス統括部門に対し同勢力への対応に係る具体的な取組事項を指示していない。このため、同部門は、コンプライアンス・マニュアル等において当該勢力に係る対応方法を明確にしているほか、同勢力に係るデータについて、インターネット等による報道からデータを収集するにとどまり、保険契約引受時の審査に活用していない。
- 反社会的勢力への対応について、社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、社員を対象に実施したアンケートにおいて、同勢力から圧力を受けて図書購読等に係る支出を行ったなどの回答を複数の社員から受けている。しかしながら、同委員会は、実態解明のための具体的調査を内部監査部門やコンプライアンス統括部門へ指示していない。また、コンプライアンス統括部門は、改定した同勢力対応マニュアルを社内に周知徹底していない。さらに、同部門は、同勢力に関する情報の一元的な管理や蓄積を行っていない。

《金融持株会社》

I. グループ経営管理態勢

- グループの経営方針等の策定
- 法令等遵守方針の整備・周知
 - ・ コンプライアンス担当部門は、反社会的勢力への対応について、コンプライアンス委員会において子銀行間の同勢力管理の共通化を指示されているにもかかわらず、子銀行間の管理規程の統一にとどめ、同勢力の情報のデータ共有化に係る検討を行っていない。

II. グループ統合的リスク管理態勢

- 統合的リスク管理統括部門の役割・責任（リスクの統合的な評価）
- モニタリング及び見直し
 - ・ 子会社の反社会的勢力に係る対応状況のモニタリングについて、コンプライアンス統括部門は、同勢力排除に向けたグループの基本方針を制定し、同勢力に対する担当部門の設置等の対応を子会社に求め、態勢整備の状況について子会社のモニタリングを行うとしている。しかし、子会社において、同勢力のデータの一元的管理が行われていないうえ、関連部門間での情報共有等も十分に行われていない実態を把握しておらず、モニタリングは不十分なものとなっている。